

# ○谷川岳警備隊設置要綱の制定について（例規通達）

昭和 49 年 2 月 8 日

群本例規第 5 号（外）警察本部長

〔沿革〕

平成 5 年 3 月群本例規第 13 号（務）、15 年 3 月第 7 号（務）、17 年 3 月第 9 号（務）、11 月第 30 号（地）、22 年 3 月第 6 号（務）、25 年 3 月第 6 号（総企）、27 年 3 月第 8 号（総企）改正

谷川岳における山岳遭難事故の防止をはかるため、次により谷川岳警備隊を設置する。

記

## 谷川岳警備隊設置要綱

### 1 設置

- (1) 沼田警察署に、谷川岳警備隊（以下「警備隊」という。）を置く。
- (2) 警備隊に、必要により、分隊を置くことができる。

### 2 隊長等

- (1) 警備隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって構成する。
- (2) 隊長、副隊長及び隊員は、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものとする。
- (3) 沼田警察署長は、沼田警察署員のうち、隊長、副隊長又は隊員として適性を有する者を選定の上、地域部地域課長を経て、本部長に推薦するものとする。
- (4) 本部長は、前記(3)の推薦に係る者が、隊長、副隊長又は隊員として適当であると認めた場合は、谷川岳警備隊員指定書（別記様式）により、その指定を行うものとする。
- (5) 本部長は、隊員が健康その他の理由により指定を継続することが不適当であると認めた場合は、その指定を解除するものとする。

### 3 任務

警備隊は、谷川岳及びその周辺地域における登山者等の遭難事故の防止、遭難者の救助にあたることを任務とする。

### 4 勤務場所

隊長、副隊長及び隊員は、沼田警察署の交番又は駐在所を拠点として勤務するものとする。

### 5 細目の制定

警備隊の編成、勤務方法等についての細目的な事項は、沼田警察署長が本部長の承

認を得て定めるものとする。

別記様式省略